



埼玉県報

第274号
令和4年(2022年)
1月4日
火曜日

目次

告示

- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金（令和3年10月分）給付業務委託に関する契約の相手方等の公示（産業支援課）
- 上尾運動公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 羽生水郷公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 春日部夢の森公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 特別県営住宅（加須南大桑住宅）の指定管理者の指定（住宅課）
- 特定公共賃貸住宅（加須南大桑住宅）の指定管理者の指定（住宅課）
- 埼玉県立名栗げんきプラザの指定管理者の指定（生涯学習推進課）

正誤

- 埼玉県告示第38号中訂正（春日部農林振興センター）

告 示

埼玉県告示第二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和四年一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

小黒 昌彦	陳 莉薇	谷口 優	中嶋 智美	半谷 京子	佐々木 貴浩
じん臓機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由
内科、腎臓内科	内科（じん臓）	循環器内科	心臓血管外科	内科、緩和ケア 科、皮膚科、精 神科	内科
尾中央総合病院 医療法人社団愛友会上	うのす共生病院 医療法人社団鴻愛会こ	医療法人しらさきしらさ きクリニック	埼玉医科大学国際医療 センター	医療法人修志会ファミリ ークリニック春日部	社会福祉法人埼玉医療 福祉会丸木記念館記念 福祉メデイカルセンター
上尾市柏座一―十一十	鴻巣市上谷二千七十三 ―一	久喜市久喜新千百八十 ―一	日高市山根千三百九十 七―一	春日部市備後西三―七 ―二十三	入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八
令和三年十二月一日	令和三年十二月一日	令和三年十二月一日	令和三年十二月一日	令和三年十二月一日	令和三年十二月一日

倉持 みずき	新海 正晴	小林 謙太郎	肥沼 佳奈	清澄 理恵	森 剛
肝臓機能障害	呼吸器機能障害	免疫機能障害、 呼吸器機能障害、	じん臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害
消化器内科	呼吸器内科	内科、呼吸器内 科	内科	腎臓内科、人工 透析科	腎臓内科
独立行政法人国立病院 機構埼玉病院	社会医療法人社団埼玉 巨樹の会新久喜総合病 院	医療法人五麟会まちだ訪 問クリニック	社会医療法人財団石心 会さやま腎クリニック	社会医療法人財団石心 会さやま腎クリニック	医療法人社団愛友会上 尾中央総合病院
和光市諏訪二一一	久喜市上早見四百十八 一一	朝霞市本町一三十四 一ポンビラージュテナ ントーF	狭山市入間川四一十五 一二十	狭山市入間川四一十五 一二十	上尾市柏座一十一十
令和三年十二月一日	令和三年十二月一日	令和三年十二月一日	令和三年十二月一日	令和三年十二月一日	令和三年十二月一日

告示

埼玉県告示第三号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和四年一月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和四年一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
独立行政法人国立病院機構東埼玉病院	埼玉県蓮田市大字黒浜四千百四十七番地	令和六年十二月三十一日

告示

埼玉県告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金（令和3年10月分）給付業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部産業支援課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年10月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区東1丁目2番20号
- 5 契約金額
98,780,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、上尾運動公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和四年一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、羽生水郷公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和四年一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、春日部夢の森公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和四年一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

日本環境マネジメント株式会社

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目十二番一号

二 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、特別県営住宅（加須南大桑住宅）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和四年一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉県住宅供給公社

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号

二 指定の期間

令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、特定公共賃貸住宅（加須南大桑住宅）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和四年一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉県住宅供給公社

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号

二 指定の期間

令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県教委告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立名栗げんきプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

令和四年一月四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名栗フィールズパートナーズ

東京都世田谷区用賀四丁目十番一号

二 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

正 誤

埼玉県告示第三十八号（令和元年五月十七日第四号）中訂正

行
前から九、十、十一及び十二

誤

新井孝作	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎千番地一
新井茂	同 同 同 八百十八番地
石井忠義	同 同 同 千七百六十二番地一
石井勉	同 同 同 千五百六十一番地

正

新井孝作	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎千番地一
新井茂	同 同 同 八百十八番地
石井勉	同 同 同 千五百六十一番地